

高額介護サービス費の 計算方法が変わります

8月1日以降の介護サービスご利用分から高額介護(介護予防)サービス費の計算方法が変更になります。第5段階の対象者要件が変更され、第6段階、第7段階が新設されます。第1段階から第4段階の方の変更はありません。

☎区役所福祉課、介護保険課(☎328-2347)

段階	自己負担上限額(月額)	対象者
第1段階	15,000円	世帯全員が市民税非課税で高齢福祉年金を受給している方、生活保護を受給している方
第2段階	15,000円	世帯全員が市民税非課税で、合計所得と課税年金収入の合計が80万円以下の方
第3段階	24,600円	世帯全員が市民税非課税で、第1・2段階に該当しない方
第4段階	44,400円	市民税課税世帯で第5・6・7段階に該当しない方
第5段階	44,400円	同一世帯内に課税所得145万円以上380万円未満の現役並み所得に相当する第1号被保険者がいる方
第6段階	93,000円	同一世帯内に課税所得380万円以上690万円未満の現役並み所得に相当する第1号被保険者がいる方
第7段階	140,100円	同一世帯内に課税所得690万円以上の現役並み所得に相当する第1号被保険者がいる方

「福祉のお仕事」出張相談会

期場 8月12日(木) : イオンモール熊本1階インフォメーション裏(上益城郡嘉島町) / 17日(火) : ゆめタウン光の森2階THE SHOP TK前(菊池郡菊

陽町) / 27日(金) : ゆめタウンはません2階アカチャンホンポ前(熊本市南区) ☎午前10時半~午後1時 ☎保育士、介護職、支援員の仕事についての相談窓口 ☎当日直接会場へ

詳しくは、熊本県福祉人材・研修センター(☎322-8077)へ。
(保育幼稚園課 ☎328-2568)

8月集団健診

特定健診または後期高齢者健診と、胃がん検診が同時に受診できます。

期日	場所	申込
8月17日(火)~19日(木)	JA熊本市北部支店	JA熊本厚生連 ☎328-1260
8月20日(金)	JA熊本市西部支店	
8月30日(月)	JA熊本市西熊本支店	

受診券がない方はひごまるコール健診専用(☎334-1507)へ。
(国保年金課 ☎328-2280)

二種混合(ジフテリア・破傷風)の 予防接種を受けましょう **無料**

☎通年 ☎市指定医療機関(市外の指定医療機関以外で接種する場合は、事前に手続きが必要) ☎11歳~13歳未満の方 ※小学6年生の方に個別に勧奨はがきを送付しました ☎親子(母子)健康手帳、お持ちの方は送付したはがき

(感染症対策課予防接種相談電話 ☎372-0700)

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の対象期間が 延長になりました

☎新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われることにより、療養のために仕事をすることができなかった期間で一定の要件を満たした場合、傷病手当金を支給します。申請には事業主等の証明が必要です

☎3日間連続して仕事を休み、4日目以降にも休んだ日があり、4日目が令和2年1月1日から令和3年9月30日

までの間に属することなどの条件を満たす方

※対象期間が令和3年6月30日まで → 令和3年9月30日までに延長になりました。

その他の条件など詳しくは、市ホームページまたは電話でこほ・こうきコールセンター(☎326-5900)へ。
(国保年金課 ☎328-2290)

熊本県精神科救急情報センターを利用ください

☎休日・夜間に精神疾患のある方や家族からの精神科救急医療に関する電話相談を受け付けています。緊急性の高い場合に利用ください。平日昼間は、精神保健福祉室またはこころの健康センター(☎362-8100 平日午前9時~午後4時)へ ※かかりつけの医療機関がある方は、まずそちらへ相談ください ☎熊本県精神科救急情報センター(☎385-9939 平日夜間:午後5時~翌午前9時、休日:24時間) (精神保健福祉室 ☎361-2293)

熊本市8020表彰「事前審査」

☎80歳で20本以上自分の歯がある方を表彰します。表彰を受けるためには事前審査(要予約)が必要です ☎昭和16年9月30日以前に生まれた方で自分の歯が20本以上あり、今までに表彰を受けていない市民 ※かかりつけ歯科医院が市歯科医師会会員の場合は、歯科医院で受けることもできます【事前審査】 ☎8月23日(月)~27日(金)午前9時~正午、午後1時~3時 ☎区役所保健子ども課 ☎8月6日午前8時半から電話で区役所保健子ども課へ (健康づくり推進課 ☎361-2145)

8月31日は野菜の日です!

野菜の日は、1983年に全国青果物商業協同組合連合会など9団体が、「8(や)3(ざ)1(い)」の語呂合わせから制定した記念日です。

本市では、「みんなの野菜レシピ」を作りました。ぜひプラス1皿の野菜料理のヒントに使ってみてください。

また、毎月19日の食育の日には、市公式LINEアカウントで副菜レシピを配信中です。

【みんなの野菜レシピ】 【副菜レシピ】



(健康づくり推進課 ☎361-2145)

生活援助型訪問サービス従事者養成研修受講生募集

期日	場所
8月23日(月)、24日(火)、27日(金)、30日(月)	(株)ニチイ学館 保田窪教室 (東区保田窪4丁目10-68)
9月13日(月)、14日(火)、16日(木)、17日(金)	(株)ニチイ学館 熊本教室 (中央区花畑町1-7MY熊本ビル4階)
10月14日(木)、15日(金)、18日(月)、19日(火)	
11月15日(月)、16日(火)、18日(木)、19日(金)	

各月4日間(いずれか1月を受講)

☎午前9時半~午後4時20分 ☎生活援助(掃除・洗濯・調理などのサービス)についての講義・実技。1回20時間の研修を修了すると、生活援助型訪問サービス従事者の資格を取得可 ☎生活援助型訪問サービスの事業所で働きたい方 ☎各25人(先着順) ☎1,430円(テキスト代) ☎開催日7日前までに、電話またはファクス(353-1834)またはメール(hc832j@nichiigakkan.co.jp)で(株)ニチイ学館熊本支店(☎322-3349)へ

(介護保険課 ☎328-2347)

発達障がいに関する出張相談 **無料**

☎東区:8月5日(木)午前9時~正午、西区:8月12日(木)午前10時~午後1時、南区:9月2日(木)午前10時~午後1時 ☎区役所 ☎発達障がいでお悩みの小学生以上の方と家族 ☎電話またはホームページ(http://www.kumamoto-minawa.com/)で発達障がい者支援センター「みなわ」(☎366-1919)へ (子ども発達支援センター ☎366-8240)

くらしとこころの悩みの 相談会 **無料**

☎9月2日(木)午後1時半~7時半 ☎ウェルパルクまもと3階 ☎精神科医師・弁護士・臨床心理士・生活自立支援センター、ハローワーク相談員による相談 ☎市内に住む方 ☎30人(予約制・先着順・初めての方優先) ☎8月16日から電話でこころの健康センター(平日午前9時~午後4時)へ(こころの健康センター ☎362-8100)

依存について お困りではありませんか

☎アルコールや薬物・ギャンブルなどの依存に伴う問題への相談窓口

①医師・依存症相談員による相談(月5回)

☎依存症に悩む本人、家族 ☎電話

②依存症家族教室

☎8月3日(火)午後6時半~8時半 ☎熊本ダルク

☎8月17日(火)午後1時半~3時半 ☎学習会「家族の対応」

☎依存症に悩む家族

③依存症当事者グループミーティング

☎月2回。日程は要問い合わせ ☎依存症に悩む本人

【共通】 ☎ウェルパルクまもと ☎②③は、初めてのの方はまず電話ください ☎こころの健康センター(☎362-8100 平日午前9時~午後4時)

65歳以上の方の介護保険料を改定しました

65歳以上の方へ、8月上旬に令和3年度の介護保険料納付通知書または決定通知書を送付します。

介護保険料は3年ごとに行われる介護保険事業計画の見直しと合わせて計画期間中に必要となる介護サービスなどの推計をもとに改定します。

令和3年度から令和5年度の介護保険料は以下の表の通りです。

段階	対象者	料率	保険料月額	保険料年額
第1段階	生活保護の受給者	0.3	1,920円	23,040円
	高齢福祉年金の受給者で本人および世帯全員が市民税非課税の場合			
第2段階	本人の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額-譲渡特別控除額-公的年金等所得金額」の合計が80万円以下の場合	0.375	2,400円	28,800円
	本人の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額-譲渡特別控除額-公的年金等所得金額」の合計が80万円を超え、120万円以下の場合			
第3段階	本人の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額-譲渡特別控除額-公的年金等所得金額」の合計が120万円を超える場合	0.7	4,480円	53,760円
第4段階	本人の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額-譲渡特別控除額-公的年金等所得金額」の合計が80万円以下の場合	0.875	5,600円	67,200円
第5段階(基準額)	本人の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額-譲渡特別控除額-公的年金等所得金額」の合計が80万円を超える場合			
第6段階	本人の合計所得金額-譲渡特別控除額 120万円未満の場合	1.2	7,680円	92,160円
第7段階	120万円以上210万円未満の場合	1.3	8,320円	99,840円
第8段階	210万円以上320万円未満の場合	1.5	9,600円	115,200円
第9段階	320万円以上400万円未満の場合	1.7	10,880円	130,560円
第10段階	400万円以上500万円未満の場合	1.8	11,520円	138,240円
第11段階	500万円以上600万円未満の場合	1.9	12,160円	145,920円
第12段階	600万円以上700万円未満の場合	2	12,800円	153,600円
第13段階	700万円以上の場合	2.1	13,440円	161,280円

※今回送付する通知書は、インフルエンザ、肺炎球菌の予防接種やがん検診の自己負担額免除に使用できる場合があります。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の生計維持者の方の令和3年の収入が令和2年の収入と比べ3割以上減少した方は、介護保険料が申請により減額になる場合があります。

詳しくは、区役所福祉課または介護保険課(☎328-2347)へ。